

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例（平成 2 4 年福井市条例第 4 号。以下「条例」という。）に規定する入館料及び利用料金の徴収等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の額の決定等)

第 1 条の 2 条例第 1 5 条の規定による指定を受けて福井市自然史博物館の分館（以下「分館」という。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、条例第 9 条第 6 項の規定により利用料金の額に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ市長に福井市自然史博物館分館の利用料金等に関する承認申請書（様式第 1 号。以下「承認申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定により利用料金の額に係る承認を受けて利用料金を定めた指定管理者は、当該利用料金の額について、分館の見やすい場所に掲示する等の方法により公表しなければならない。

(利用料金の後払いの申請等)

第 1 条の 3 条例第 9 条第 8 項ただし書の規定により利用料金の後払いの承認を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用料金の後払いの申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該後払いの可否を決定し、その結果を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

(入館料の還付及び利用料金の返還等)

第 2 条 条例第 1 0 条第 1 項ただし書の規定により入館料の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 災害その他不可抗力により観覧できなくなったとき。

(2) その他市長がやむを得ない事由があると認めるとき。

2 条例第 1 0 条第 2 項ただし書の規定により指定管理者が利用料金の全部又は一部を返還することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 分館を利用する者（以下「利用者」という。）の責めによらない理由により分館を利用する

ことができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、利用者の間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。

3 前項の規定により利用料金の返還を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

4 前項に規定する申請書には、福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成24年福井市教育委員会規則第3号）第4条第4項に規定する利用の承認を受けたことを証する書面及び利用料金を支払ったことを証する書面を添付しなければならない。

5 指定管理者は、第3項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、返還の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に書面により通知するものとする。

（入館料及び利用料金の免除の基準等）

第3条 条例第11条第1項の規定により市長が入館料を免除することができる場合は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合とし、免除することができる入館料の額は、当該各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校（小等部及び中等部に限る。）又は中等教育学校（前期課程に限る。）（以下「学校等」という。）の園児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）が団体活動として入館する際の生徒等の引率者 入館料に相当する額

(2) 市又は市の機関が主催する行事の実施のために入館する職員 入館料に相当する額

(3) 条例別表第1備考2（3）に掲げる者の付添い者（1人に限る。） 入館料に相当する額

(4) その他市長がやむを得ない事由があると認める者 市長が定める額

2 入館料の免除を受けようとする者は、福井市自然史博物館入館料免除申請書（様式第2号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りではない。

3 市長は、前項の申請があったときには、その内容を審査し、免除の可否について書面又は口頭により通知する。

4 条例第11条第2項の規定により指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる場合は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合とし、免除することができる利用料金の額は、当該各号の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合は、この限りでない。

- (1) 学校等の団体活動又は市若しくは市の機関が主催する行事（生徒等の学習を目的とする行事に限る。）として利用する際の生徒等 ドームシアター（通常上映に限る。）の利用料金に相当する額
- (2) 前号の生徒等の引率者 常設展及びドームシアター（通常上映に限る。）の利用料金に相当する額
- (3) 市又は市の機関が主催する行事の実施のために利用する職員 常設展及びドームシアター（通常上映に限る。）の利用料金に相当する額
- (4) 条例別表第2備考2（3）及び3（2）に掲げる者の付添い者（1人に限る。） 常設展及びドームシアター（通常上映に限る。）の利用料金に相当する額
- (5) その他指定管理者が市長の承認を受けて特に必要があると認める者 指定管理者が市長の承認を受けて必要と認める額

5 指定管理者は、前項第5号の規定により利用料金の免除の基準に係る承認を受けようとするときは、あらかじめ承認申請書を市長に提出しなければならない。

6 第4項各号に該当することにより利用料金の免除を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者が別に定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

7 指定管理者は、前項の規定により利用料金の免除について申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該免除の可否を決定し、その結果を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

（利用料金及び利用料金の免除の基準に係る承認）

第3条の2 市長は、第1条の2第1項及び前条第5項の規定により承認申請書の提出があったときは、その内容について検討し、その結果を指定管理者に福井市自然史博物館分館の利用料金等に関する承認決定書（様式第3号）により通知するものとする。

（寄贈）

第4条 資料を寄贈しようとする者は、資料寄贈申出書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が資料寄贈申出書によることが不適当と認めるときは、この限りではない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、資料寄贈受領書（様式第5号）を寄贈の申出をした者に交付するものとする。

（委任）

第5条 この規則に定めるほか、自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月6日規則第56号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 1 条の 2、第 3 条関係）

年 月 日

福井市長 あて

所在地

申請者 名称

代表者



福井市自然史博物館分館の利用料金等に関する承認申請書

福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例第 9 条第 6 項及び福井市自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関する規則第 3 条第 5 項の規定により、福井市自然史博物館分館の利用料金等について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- | | | | |
|---|------------|----|----------------|
| 1 | 利用料金 | 別添 | 利用料金表のとおり |
| 2 | 利用料金の免除の基準 | 別添 | 利用料金の免除の基準のとおり |
| 3 | 申請の理由 | | |

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

福井市長 あて

住 所

申請者 団体名

代表者氏名

福井市自然史博物館入館料免除申請書

福井市自然史博物館の設置及び管理に関する条例第11条第1項の規定により、次のとおり入館料の全部(一部)の免除を申請します。

行事名(使用目的)	※行事の概要が分かる資料がある場合は添付してください。
使用期間	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用予定人数	大人 名 子ども 名 計 名 (高校生以上) (学年)
責任者	氏名 連絡先電話番号(— —)
入館料	円
免除申請額	円
免除申請の理由	学校等の団体行事の引率者 市又は市の機関の主催行事 その他()

様式第3号（第3条の2関係）

年 月 日

様

福井市長



福井市自然史博物館分館の利用料金等に関する承認決定書

年 月 日付けで申請のあった福井市自然史博物館分館の利用料金等に関する承認の申請について下記のとおり承認します。

記

- | | | | |
|---|------------|----|----------------|
| 1 | 利用料金 | 別添 | 利用料金表のとおり |
| 2 | 利用料金の免除の基準 | 別添 | 利用料金の免除の基準のとおり |

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

福井市長 あて

住 所

氏 名

㊟

連絡先

資料寄贈申出書

私が所有する次の資料を寄贈したいので、福井市自然史博物館の入館料及び利用料金の徴収等に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

資料の名称及び数量	
条件等	

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

福井市長



資料寄贈受領書

年 月 日付けで寄贈の申出のありました資料について、次のとおり受領いたしました。

受領番号	No.
資料の名称及び数量	
保管場所	
条件等	
備考	

様式第 1 号 (第 1 条の 2、第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条の 2 関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 4 条関係)